

広 告 掲 載 取 扱 要 領

「京都市統計ポータル」ホームページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市統計ポータル
	ホームページアドレス	https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/
	ホームページの内容	京都市の人口、産業、教育といった主要な統計データ及びその分析資料を公開しています。
	アクセス数	総ページビュー数：月平均 15,021 件 (うちトップページ 1,690 件) ※令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月の月平均値。
広告の規格	広告掲載位置	別添「画面イメージ」のとおり (全ページのフッター部分に掲載されます。)
	広告データ	縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル ファイル形式は PNG、GIF (アニメ不可、透過型不可) 又は JPEG とします。
	枠数	15 枠
	その他の仕様	・alt 属性に設定する文字は 20 字以内で自由に設定することが可能です。 ・点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮してください。 ・バナー掲載部に、広告欄と明記します。 ・広告枠に、次の文章を掲載します。 「広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告料金 (税込み)	1 枠当たり月額 1,500 円
	広告掲載期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 12 か月。 ただし、契約締結日が令和 8 年 4 月 1 日以降となる場合は、契約日の属する月の翌月の初日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間とする。 ※申込者が契約期間を任意に設定することはできません。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の 5 営業日前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告取扱事業者側において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし

申込手続等	申込資格	契約の相手方は、広告主又は広告代理店等とします。 その他の申込資格等の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。
	申込方法	所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に持参するか、Eメール又は郵送により提出してください。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで御確認のうえ、申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	令和8年2月2日（月）から全枠決定するまで、随時受け付けます。 申込み（必要書類の到着）から掲載開始まで2週間程度かかります。 書類を持参する場合の受付は、本市の休日を除く、午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）まで行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき、審査を行ったうえ、先着順で決定します。 ただし、令和8年2月13日（金）までに受け付けた申込みについて、全枠を超える申込みがあった場合は、審査を行ったうえ、広告掲載者を決定します。
その他	留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者（広告主又は広告代理店等）とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。（分割不可） ・ 広告データについては、事前に審査を行います（内容により修正等をお願いする場合があります）。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。（差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。）ただし、差し替えは原則として各月の初日においてのみ可能とし、月の途中からの差し替えはできません。 ・ 掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、原則として、広告料は返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。

	お申込・お問合せ	京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報統計・データ利活用推進担当 (担当：田中、柿本、高塚) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階 電話番号 075-222-3216 Eメール toukei@city.kyoto.lg.jp
--	----------	---

(別添) 画面イメージ



京都市統計ポータル

統計情報の総合窓口

統計刊行物データ	人口統計	経済統計	その他の統計	統計の利活用	その他
----------	------	------	--------	--------	-----

✕ @Kyoto_Statさんをフォロー

Tweets by Kyoto_Stat



京都市からのお知らせ

- ◆ 自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、本市の人口統計表等の作成の仕組みが変わりました。
統計データ等の公表の遅れや形式の変更が発生する可能性がありますが、御了承ください。
- ◆ 統計調査員や行政職員の身分をかたり、プライバシーに関する情報を不正に聞き出す事例が発生しています。
不審な点がある場合は、すぐに回答せず、下記までご連絡ください。
京都市 総合企画局 デジタル化戦略推進室 情報統計・データ利活用推進担当
電話：075-222-3216 [詳しくはこちらをご覧ください。](#)

更新履歴

令和7(2025)年11月17日
人口統計「推計人口」及び「人口動態・人口移動」を更新しました。
統計刊行物データ「京都市統計月報」を更新しました。

令和7(2025)年11月14日
人口統計「住民基本台帳人口」を更新しました。

令和7(2025)年11月13日
経済統計「市民経済計算」を「令和4年度 京都市市民経済計算」に更新しました。

令和7(2025)年10月30日
人口統計「推計人口」に年齢別推計人口「令和7年(2025年)10月」及び年間取りまとめデータ「京都市の推計人口令和6(2024)年10月～令和7(2025)年10月」を追加しました。

令和6(2025)年10月29日
統計刊行物データ「統計解析シリーズ」及び人口統計「合計特殊出生率」に『令和6(2024)年京都市の合計特殊出生率』を追加しました。

広告欄 広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。

本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問い合わせください。

京都市総合企画局デジタル化戦略推進室情報統計・データ利活用推進担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階
TEL: 075-222-3216
当ウェブサイトの統計データは特に注釈があるものを除き[クリエイティブ・コモンズ表示4.0ライセンス](#)の下に提供しています。



KYOTO OPEN DATA

京都市オープンデータポータルサイト

観光・文化・芸術など、京都市のあらゆる分野のデータをオープンデータとしてご利用いただけます。



京都市地域統計要覧

ウェブサービス **公開開始!**